

年分 ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」に関する領収書等

明細一覧表兼確認書

[支払期間(領収書日付): 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日]

[銀行へのご提出期限:翌年の 3 月 15 日まで]

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）」で規定されている教育資金として支払ったことに相違ありません。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
---	-----------------------------------

	お客さま（ご本人）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）
口座番号		
署名（氏名）		
住所又は居所		
電話番号		

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日	領収書等 枚数	金額
<b>学校等</b> への支払金額合計（=①） <b>非課税枠上限 1,500 万円</b>				枚	円
支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日	領収書等 枚数	金額
<イ> 塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合>（注）					
<ロ> 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合>					
<b>学校等以外</b> への支払金額合計（=②） <b>非課税枠上限 500 万円</b>				枚	円
総合計（=①+②）				枚	円

(注) 「摘要（支払内容）」欄には、その内訳（例「〇月分〇〇料にて（〇回または〇時間）」等）についても転記してください。

(注) 「少額教育資金支出支払明細書」に記載済の費用については、本表への記載は不要です。

孫贈 011 (2016. 4 改) <2018. 11>

(受付店)→(諸届センター)

保存 解約後 6 年

2. 今回ご提出いただく「領収書等」のチェック表（内容をご確認のうえ、□にチェックをご記入ください）

チェック項目	チェック欄	説明	銀行 確認印
教育資金としてお支払いになったものですか？	<input type="checkbox"/>	振込手数料等は対象外となります。	
領収書には下記 6 項目が記載されていますか？ ①支払先の氏名（学校名等） ②支払先の住所 ③摘要（支払内容） ④支払日 ⑤金額 ⑥支払人（宛先）	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>	〔記載のない場合で例外のお取扱いがあります〕 ②住所 「学校等への支払」 ……記載省略可能です。 「学校等以外への支払」 ……受贈者による補記可能です。その際は署名または捺印をお願いします。 ……通学定期券代に限り記載省略可能です。 ③摘要（支払内容） 「学校等への支払」 ……受贈者による補記可能です。その際は署名または捺印をお願いします。 「学校等以外への支払」 ……補記は不可です。支払の事実を証する書類を添付願います。	
領収書に上記 6 項目が記載されていない場合、支払の事実を証する書類をご提出されていますか？	<input type="checkbox"/>	口座振替、クレジット支払等の場合は、次頁の 3. をご参照ください。	
領収書の中に過去にご提出され、払出をお受けになったものはありますか？	<input type="checkbox"/>	同一領収書による重複の払出はお受けできません。	
領収書の日付は 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までのものですか？	<input type="checkbox"/>	払出の対象は本年度分のみとなります。	
領収書の中に教育資金贈与口座開設日より以前のものはございませんか？ ※お手数ですが口座開設日をご確認ください _____ 年 _____ 月 _____ 日	<input type="checkbox"/>	お手元のお通帳によりご確認ください。開設日以前のお支払は対象外となります。	
領収書のご提出は翌年の 3 月 15 日を過ぎていませんか？	<input type="checkbox"/>	期限を過ぎてのご提出は払出の対象外となります。	

### 3. 「領収書」の発行のない形態のお支払をされた場合におけるご提出書類・留意点について

お支払いの方法	ご提出書類・留意点
指定金融機関へのお振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込依頼書兼受領書 + 支払の事実を証する書類</li> </ul>
ATM でのお振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ATM の利用明細 + 支払の事実を証する書類</li> </ul>
口座振替での引落とし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引落としが確認できる通帳のコピー + 支払先の氏名・住所・摘要(支払内容)が確認できる資料</li> <li>・親御さま名義の口座からの引落としも取扱い可能です。</li> <li>・ご兄弟等複数名の教育費をまとめて引落としされている場合、どなたの教育費か分かるように資料をご提出ください。</li> <li>・通帳の明細で「〇期分授業料」や「〇月分給食費」など支払内容が特定できない場合は、別途確認できる資料をご提出ください。学校等への支払の場合、補記可能です。その際は署名または押印をお願いします。</li> </ul>
クレジットカードでのお支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットの利用明細表 + 引落口座の通帳のコピー + 支払の事実を証する書類</li> <li>・親御さま名義の口座からの引落としも取扱い可能です。</li> <li>・クレジットのご利用日が「支払日」となります。引落口座からの引落日は「支払日」ではありません。</li> <li>・分割払い・リボ払い・ボーナス払いの場合、引落日が領収書の提出期限(翌年3月15日)を超えてしまい、通帳のコピーが期限までにそろわないケースが予想されます。極力、一括払いをご利用いただくようお願いします。</li> <li>・万が一、分割払いをご利用された場合で、領収書の提出期限を越える場合は、支払先から領収書をご提出ください。</li> </ul>
月謝袋での集金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月謝袋を再利用する必要がある場合、原本を確認させていただいたうえでコピーをとらせていただき、原本は返却いたします。</li> </ul>

### 4. 「領収書」に加えその他ご提出書類が必要な払出しについて

払出しの内容	ご提出書類・留意点
通学定期券代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書 + 通学定期券の写し</li> <li>・受験の際の交通費は対象とはなりません。</li> <li>・塾や習い事の定期券代は対象とはなりません。</li> <li>・2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。</li> </ul>

<p>交通費</p> <p>※学校等へ入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費が対象です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書 + 新たに入学する学校等の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類 + 乗車券の写しや購入履歴を印刷したものの等の移動の経路を証明する書類 + 転居元の住所の分かる書類（住民票、保険証等）</li> <li>・1回の転居につき1往復までの交通費が対象となります。</li> <li>・往復分の交通費をそれぞれ別々に払出される場合は、転居元から転居先に行く交通費（往路分）を払出される際に、「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行いたします。「往路に関する交通費の支出に係る確認書」は、転居先から転居元に帰る交通費（復路分）を払出される際、領収書等と一緒にご提出いただきますので、大切に保管してください。</li> <li>・受験の際の交通費は対象とはなりません。</li> <li>・2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。</li> </ul>
<p>留学渡航費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書 + 留学先の学校の入学許可証や在籍証明書等の就学を証明する書類 + 航空券の写し、e-チケット、搭乗証明、旅程表等の渡航の経路を確認する書類</li> <li>・1回の留学につき1往復までの渡航費が対象となります。</li> <li>・往復分の渡航費をそれぞれ別々に払出される場合は、日本から海外に行く渡航費（往路分）を払出される際に、「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行いたします。「往路に関する交通費の支出に係る確認書」は、海外から日本に帰る渡航費（復路分）を払出される際、領収書等と一緒にご提出いただきますので、大切に保管してください。</li> <li>・国内外の空港までの交通費は対象とはなりません。</li> <li>・2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。</li> </ul>

《教育資金について》

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の非課税となる教育資金の範囲、領収書に記載される内容については、文部科学省のホームページに掲載されている資料をご参照願います。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

【文部科学省 Q&A「教育資金」及び「学校等」の範囲等】

【領収書等に関するチェックツール】

なお、教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

以上